

木更津市 中心市街地活性化基本計画の変更一覧表

認定番号	市町村名	章	基本計画上の頁番号	支援措置及び事業の区分(変更前)	支援措置及び事業の区分(変更後)	支援措置名	左記と関係する事業	所管	変更内容(簡潔に)	変更理由	事業概要(簡潔に)	新規事業追加・積算事業に係る変更有無	事業と関連する目標指標
237	木更津市	4	88	(2)①	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	景観形成重点地区内支援事業	総務省	ガイドライン作成を追加	事業効果の向上を図るための内容の追加	景観形成に資する建築物の建築・改		歩行者通行量 人口社会増減
237	木更津市	4	88	(2)②	(2)②	社会資本整備総合交付金(都市公園・緑地等事業)	パークウェイプロジェクト推進事業(鳥居崎海浜公園整備)	国交省	事業実施年度の変更	新型コロナウイルス感染拡大の影響による事業終了時期の延期	Park-PFIを用いた公園・集客施設整		歩行者通行量
237	木更津市	4	89	(2)②	(3)	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(木更津駅周辺地区))	パークウェイプロジェクト推進事業(富士見通り歩道再整備)	国交省	(3)へ移設	新型コロナウイルス感染拡大の影響による事業終了時期の延期	歩道再整備		歩行者通行量
237	木更津市	4	89	(2)②	(2)②	防災・安全交付金(道路事業)	パークウェイプロジェクト推進事業(富士見通り無電柱化)(木更津駅築港線)	国交省	事業実施年度の変更	新型コロナウイルス感染拡大の影響による事業終了時期の延期	富士見通りの無電柱化		歩行者通行量
237	木更津市	4	89	(2)②	(3)	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(木更津駅周辺地区))	パークウェイプロジェクト推進事業(富士見通り歩道再整備)	国交省	(2)②から移設	新型コロナウイルス感染拡大の影響による事業終了時期の延期	歩道再整備		歩行者通行量
237	木更津市	4	91	(4)	(4)		富士見通りアーケード撤去事業		事業実施年度の変更	新型コロナウイルス感染拡大の影響による事業終了時期の延期	老朽化した既設アーケードの撤去		歩行者通行量
237	木更津市	4	91	(4)	(4)		まちなか景観形成推進事業		事業実施年度の変更	新型コロナウイルス感染拡大の影響による事業終了時期の延期	景観形成重点地区の指定		歩行者通行量 人口社会増減
237	木更津市	4	92	(4)	(4)		道路交差点名標示板設置事業		事業実施年度の変更	新型コロナウイルス感染拡大の影響による事業終了時期の延期	道路交差点名標示板の設置		歩行者通行量
237	木更津市	5	94	(2)①	(2)①	社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業(仮称「東中央一丁目地区」))	街なか福利施設整備事業	国交省	事業実施年度の変更	新型コロナウイルス感染拡大の影響による事業終了時期の延期	都市機能を集約した複合施設の整備		人口社会増減
237	木更津市	7	103	(2)①	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	芸術文化に親しむまちづくり振興事業	総務省	実施主体の追加	市とともに中心市街地整備推進機構も実施主体に加え、事業強化を図るため	アートコーナー設置、ワークショップ・		歩行者通行量 人口社会増減
237	木更津市	7	106	(2)①	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	中活コーディネーター設置事業	総務省	事業内容の拡充	コーディネーターの業務範囲を拡充し、事業強化を図るため	中活コーディネーターの設置		人口社会増減 新規出店数

●その他の事項

頁	章	変更内容(簡潔に)
120,121	9	委員・幹事の修正(組織変更に伴うもの)
122	9	開催状況を追加
130	9	開催状況を追加

【支援措置及び事業の区分】

- (1) 法に定める特別の措置に関連する事業
- (2)① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業
- (2)② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
- (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連
- (4) 国の支援がないその他の事業する事業